

## 平成28年度の年金額について

6月から平成28年度分の年金が支給されます。平成28年度の年金額は、平成27年度から据え置きとなりますが、平成27年10月に施行された被用者年金一元化法により、年金額(年額)の端数処理が100円未満四捨五入から、1円未満四捨五入に改められたため、年金額に若干の増減が生じる場合があります。

☎千葉年金事務所 ☎043-242-6320

## 眠っているデジカメやCDプレイヤー等はありませんか？ 小型家電製品の特別回収を行います

小型家電製品(特に携帯電話)にはレアメタル等の有用金属が含まれています。貴重な資源を有効活用するために、ぜひこの機会をご利用ください。対象製品の詳細は、回覧板にてお知らせします。

とき 7月3日(日) 午前9時～正午

ところ 役場駐車場

☎環境防災課環境班 ☎84-1216

## 6月1日は人権擁護委員の日

人権は、人間が幸福な人生を送る上で、最も大切な権利です。町では、6月1日の「人権擁護委員の日」に伴い、特設相談を開催します。

秘密は守られますので、お気軽にご相談ください。

《特設相談》

とき 6月14日(火) 午後1時30分～4時

ところ 文化会館

☎住民課住民班 ☎84-1214

## 動物の正しい飼い方推進月間

6月は「動物の正しい飼い方推進月間」です。次のことに注意して、動物を適切に飼いましょう。

- 動物を飼う前に、周囲に迷惑をかけず、責任を持つて最後まで飼うことのできる環境であるかどうか、家族でよく考えましょう。
- 飼う動物を選ぶときは、世話の方法やかかりやすい病気等を確認し、過剰なふれあいは控え、動物に触った後は必ず手を洗いましょう。
- 動物には、迷子札やマイクロチップをつけるなどして、災害時等に放れてしまっても、飼い主が分かるようにしましましょう。犬については、首輪等に登録鑑札と狂犬病予防注射済票をつけることが、狂犬病予防法で義務付けられています。
- 犬の放し飼いは禁止されています。散歩は犬を制止できる人が短い引き綱で行いましょう。また、しつけや訓練をして、人に危害を加えたり、鳴き声などで近隣に迷惑をかけたりにすることのないようにしましょう。
- 飼い犬が人を噛んだときは保健所へ届出をし、噛んだ犬が狂犬病の疑いがないかどうか獣医師の検診を受けさせることが必要です。
- 猫は屋内で飼いましょう。糞尿や鳴き声等による被害を防止でき、また感染症や交通事故等の危険から猫を守ることができま
- 飼っている動物の糞尿は、飼い主が責任を持って処理しましょう。
- 適正に飼うことができない子犬・子猫を増やさないために、不妊去勢手術をしましょう。
- やむを得ない事情によりどうしても飼えなくなつた場合は、新しい飼い主を探してください。保健

所、動物愛護センターでは新しい飼い主探しをお手伝いします。

○愛護動物を虐待したり捨てたりすると、最大100万円の罰金、愛護動物を殺傷すると、最大で二年の懲役または200万円の罰金が科せられます。動物は「命あるもの」です。人と動物との共生に配慮して接しましょう。

千葉県動物愛護センターでは、「犬の正しい飼い方・しつけ方教室」を定期的に開催しています。また、学校の授業や地域の勉強会等に講師を派遣して、動物愛護、犬・猫の正しい飼い方、犬のしつけ方及び動物由来感染症等に関する講演も行っています。

☎千葉県山武健康福祉センター(保健所)

☎0475(54)0611

☎千葉県動物愛護センター

☎0476(93)5711

公益財団法人千葉県動物保護管理協会

☎043(214)7814